

資料 1

大阪府立病院機構における会計調査結果報告（概要）

平成 28 年 7 月 28 日
府 立 病 院 機 構

○ 経緯

急性期・総合医療センター救急診療科における不適切会計事案を受け、同様事案の洗い出し・再発防止に向け、本部及び 5 センター全所属を対象に、「会計規程に基づく正規の経理処理を伴わない収入で、センター職員が通帳・金員等を管理、もしくは、通帳・金員等がセンター内に現存するもの」を網羅的に調査。

○ 調査結果（不適切な会計処理）

病院運営・活動により収入され、本来は病院事業会計に計上すべき資金 4 件

4 件について、個人が管理する銀行口座に収入されていたことが判明。

過去 10 年間の収入・支出を調査した結果、収入（10 年間の総額：12,819,000 円）はすべて病院の支出基準の範囲内の支出に充てられており、返還は生じないが、個人管理口座に収入した不適切な会計処理について関係者に対する服務上の措置（嚴重注意）を実施。

○ 再発防止に向けた今後の対応

- ・ 4 件にかかる収入については 28 年度より病院会計に収入
- ・ 適正な会計管理・資金管理に向けた規定整備と各センター職員に対する徹底
- ・ 公益通報窓口の設置によるコンプライアンス体制の強化（8 月 1 日設置）
- ・ 会計ルール・資金管理に特化したコンプライアンス研修の実施

【参考】

上記以外に、外部研究資金や病院運営と直接関係のない資金がセンター内で管理されていた。これらについては、院内における個人による管理は不可避であるため、今後、会計上の処理ルール明確化や、管理に関するルールの整備、届け出などを実施。

Ⅱ 外部研究資金	i 国の省庁等から研究に供するために交付された外部資金（科学研究費補助金 等）	0 件
	ii 財団など国以外の団体から研究に供するため交付された外部資金（公益財団法人からの研究資金 等）	80 件
Ⅲ 病院運営と直接関係のないもの	i 職員が学会・研究会等の代表者や幹事、事務局として管理しているもの	34 件
	ii 医局・所属における共用経費、講演・執筆料等を共有で管理しているもの	144 件
	iii 精神医療センターにおいて患者から預かっているもの	4 件

資料 2

大阪府立病院機構における会計調査結果報告

平成 28 年 7 月 28 日
府 立 病 院 機 構

1 経緯

急性期・総合医療センター救急診療科における不適切会計事案を受け、平成 28 年 3 月 23 日付けで理事長名により全センターの総長・院長あてに「綱紀保持の徹底」について通達するとともに、「会計規程に基づく経理処理を伴わない収入に関する調査」を実施。

2 調査内容

(1) 調査期間

- ・各センターからの調査報告 平成 28 年 3 月 23 日（水）～平成 28 年 4 月 28 日（木）
- ・本部による報告内容の調査 平成 28 年 5 月 11 日（水）～平成 28 年 7 月 22 日（金）

(2) 調査対象組織

大阪府立病院機構・本部及び 5 センターの全所属

（急性期・総合医療センター、呼吸器・アレルギー医療センター、精神医療センター、成人病センター、母子保健総合医療センター）

(3) 調査対象

平成 27 年度において、大阪府立病院機構会計規程に基づく正規の経理処理を伴わない収入で、センター職員が通帳・金員等を管理、もしくは、通帳・金員等がセンター内に現存するもの。但し、職員が所定の手続きを行った上で個人が受領及び管理する講師謝礼金等は除く。

平成 27 年度末時点で通帳等の残金が「0」であっても、平成 27 年度に出入金の実績があった通帳等は当該調査の対象とする。

(4) 調査内容

- ① 収入の名目、時期、金額
- ② 納付者
- ③ 金銭取扱責任者（管理者）
- ④ 管理方法及び状況（通帳、支払管理簿等）

（出入金の調査は、平成 18 年 4 月から平成 28 年 3 月の 10 年間とする）

(5) 調査体制

① 本部事務局に調査プロジェクトチーム（PT長：本部事務局長）を設置し、各センターからの調査報告を精査・分類するとともに、各センター担当者及び必要に応じて通帳・金員の管理者からヒアリング調査

② 第三者からの意見聴取

調査方法及び調査結果の妥当性並びに事実認定及び適否の評価については、機構監事と弁護士から意見聴取を行った。

職員の処分の妥当性については、懲戒等審査会から意見聴取を行った。

3 調査結果

(1) 病院運営・活動により収入され、本来は病院事業会計に計上すべき資金 4件

各センターの件数は、次のとおりである。

	全 体	急性期	呼吸器	精 神	成人病	母 子
I 病院運営・活動に係る資金	4	2	0	0	0	2

(2) その他の報告案件

上記以外に、次のとおり、外部研究資金や病院運営と直接関係のない資金がセンター内で管理されていた。

類 型	区 分	件 数
II 外部研究資金	i 国の省庁等から研究に供するために交付された外部資金（科学研究費補助金 等）	0
	ii 財団など国以外の団体から研究に供するため交付された外部資金（公益財団法人からの研究資金 等）	80
III 病院運営と直接関係のないもの	i 職員が学会・研究会等の代表者や幹事、事務局として管理しているもの	34
	ii 医局・所属における共用経費、講演・執筆料等を共有で管理しているもの	144
	iii 精神医療センターにおいて患者から預かっているもの	4

各センターの類型・区分ごとの件数は、次のとおりである。

類 型	区 分	全 体	急性期	呼吸器	精 神	成人病	母 子
II 外部研究資金	i	0	0	0	0	0	0
	ii	80	1	5	0	58	16
III 病院運営と直接関係のないもの	i	34	12	8	2	10	2
	ii	144	58	10	27	27	22
	iii	4	0	0	4	0	0

※報告件数は口座・金銭の管理単位とする。

※本部事務局には該当する収入がなかった。

- (3) 上記(1)及び(2)の各案件の概要(内容・機構としての認定及び今後の対応)は、次のとおりである。

I 病院運営・活動に係る資金

当該区分に分類したものは、次の4件である。

ア) 周産期緊急医療体制確保事業の協力金が収入されていた口座 4件

大阪府医師会(以下「府医師会」)から産科及び新生児科の協力医療機関に対して交付される協力金について、急性期・総合医療センターの産婦人科及び小児科、母子保健総合医療センターの産科及び新生児科において、各部長が管理する銀行の口座(以下「個人管理口座」)に収入されていた。概要は以下のとおり。

事業概要	府が府医師会に補助金を交付し、産科又は新生児の救急搬送及び受け入れを円滑に推進するため、府医師会が予め登録した協力医療機関に対し、産科又は新生児の救急搬送受け入れ実績に応じ、医療機関の体制確保のための協力金を交付する事業
受入れの経緯	平成13年度から、府・大阪市・堺市が、共同事業として実施。急性期C及び母子Cでは、平成14年度頃から受け入れを開始したと推定
口座名義	- 急性期・総合医療センター産婦人科： 「周産期医療助成金 代表者 E」 [Aの前任部長名] - 同 小児科：「大阪府立病院 小児科」 - 母子保健総合医療センター産科： 「大阪府立母子保健総合医療センター 産科代表 C」 - 同 新生児科：「新生児科研究 B D」
口座管理者	- 急性期・総合医療センター産婦人科：A部長 - 同 小児科：B部長 - 母子保健総合医療センター産科：C部長 - 同 新生児科：D部長
収入	1年間(1～12月)の救急搬送受け入れ件数に応じ、府医師会から実績払い(年度末又は翌年度当初に収入) ○10年間の収入総額：12,819,000円 (内訳) - 急性期・総合医療センター産婦人科：2,940,000円 - 同 小児科：1,790,000円 - 母子保健総合医療センター産科：2,205,000円 - 同 新生児科：5,884,000円
支出	診療科に関する経費として、部長判断で支出
機構としての対応	- 産科・新生児の救急搬送患者の受け入れは、病院の本来業務であり、これに係る収入は公費と認定。 - 病院の支出基準を踏まえて、支出内容を精査した結果、不適正支出は認められなかったが、不適切な会計処理について各部長に対し、服務上の措置(厳重注意)を行った。 - 今後は、病院会計に収入する。

(詳細別添「急性期・総合医療センター及び母子保健総合医療センターにおける不適切な会計の事案について」参考)

イ) 感染症サーベイランス事業で交付される金銭が収入されていた口座 1 件

(上記ア中の1件と同一口座であり、4件の内数)

府医師会から、感染症発生動向の報告で使用するために、府医師会が協力医療機関に設置しているファクシミリの通信基本料金相当として交付される金銭について、急性期・総合医療センターの小児科において、小児科の個人管理口座に収入されていた。

事業概要	大阪市が府医師会を通じて協力要請した医療機関において、感染症の発生状況を定点観測し、所轄保健所に報告することで、感染症の発生動向を把握する事業
受入れの経緯	昭和 56 年から国の施策として実施。急性期 C の受け入れ開始時期は不明
口座名義	大阪府立病院小児科
口座管理者	B 部長
収入	毎月、ファクシミリ通信基本料金相当の金銭を府医師会から交付 ○10 年間の収入総額： 331,700 円
支出	毎月、ファクシミリの通信基本料金及び通話料を支出
機構としての対応	・感染症報告は病院運営と密接不可分であり、これに係る収入は公費と認定。支出内容を精査した結果、不適正支出は認められなかったが、不適切な会計処理について部長に対し服務上の措置（厳重注意）を行った。 ・今後は、病院会計に収入し、病院会計から通信費を支出する。

II 外部研究資金

i 国の省庁等から研究に供するために交付された外部資金 0 件

科学研究費補助金等の国の省庁等から交付される外部資金については、全て預り金(※)として機構の会計上の処理を行っていた。

(※) 預り金

預り金とは、必要があるため一時的に預かった金銭で、後日、返金するか、本人に代わって第三者に支払いを行うなどの取引を管理するための勘定科目。

科学研究費補助金等の国からの外部資金は、研究代表者に交付されるものであり、機構の収益とすることはできないが、公正性の観点から、預り金として処理を行い、機構として出入金管理を行うこととしている。(平成 23 年度～)

ii 財団など国以外の団体から研究に供するために交付された外部資金 80 件

ア) 内容

財団など国以外の団体から交付される外部資金のうち、預り金として処理を行っていないものが 80 件あった。機構においては、平成 23 年度から、科学研究費補助金等の国の省庁から交付された外部資金については、預り金処理を行うこととした。しかし、国以外の交付団体では、病院での管理を求められておらず、管理経費が認められない場合もあることから、その取り扱いの機構のルールが不明確であったため、80 件については、預り金処理を行わないまま管理されていたものである。

この 80 件の管理状況について、次の点に関し確認した。

- センター事務局において機構の会計規程に基づいた出入金管理を行っているか
- 交付団体において外部資金に関する会計上の規定や会計報告義務があるか
- 通帳、会計帳簿、領収書等による管理はされているか

その結果は次表のとおりであり、80件はいずれも機構の会計規程や交付団体の会計上の規定等に基づいた出入金管理を行っており、不適切な執行管理はなかった。

内 容	件数	内 訳
センター事務局において、機構の会計規程に基づく出入金管理を行っているもの	55件	成人病C 55件
センター事務局での出入金管理は行っていないが、研究代表者が自ら交付団体の会計上の規定に基づく会計処理や会計報告などを行っているもの	23件	呼吸器C 5件 成人病C 3件 母子C 15件
センター事務局での出入金管理は行っていないが、交付団体の会計上の規定がないため、研究代表者が自ら、通帳、会計帳簿、領収書等による管理を行っているもの	2件	急性期C 1件 母子C 1件

イ) 今後の対応

- ・ 外部研究資金については、公正性や団体への説明責任の観点から、国以外の団体からの研究資金を含めて全て預り金として処理を行うようルールを明確化し、適正な管理を行う。
- ・ 研究費は本来、個人に帰属する性質のものであるが、センターによる管理を徹底するため、研究代表者が外部研究資金を申請する際は、センター総長・院長へ事前に届け出を行い、間接経費のルールを定めた上で、会計に関する事務については、研究代表者からセンター事務局へ委任するものとする。
- ・ 現時点で口座に残高があるものについては、機構の会計規程及び交付団体の会計上の規定に則った処理を平成28年度中に行う。
- ・ 外部資金に特化した内部監査を重点的に実施する。

Ⅲ 病院運営と直接関係のないもの

ⅰ 職員が学会・研究会等の代表者や幹事、事務局として管理しているもの 34件

ア) 内容

医学・医療の水準向上を目的とした研究、研修等を行うために設立もしくは参加している団体の資金等を、代表者や事務局として管理しているもの。これは、医療職が絶えず専門性を維持・向上させるために不可欠と認められるものの、あくまでも職員が個人として自主的に行っている資質向上のための取り組みであり、病院運営とは直接関わりのない私費であり、病院会計に収納等を行う必要はない。

- 学会等の会費収入によるもの 10件
(社団法人等学会や学会が主催するシンポジウム等の運営にかかるもの)
- 研究会等の会費・負担金・助成金等の収入によるもの 24件
(職員が代表等を務める研究会等の運営にかかるもの)

イ) 今後の対応

- ・本分類は職員の個人としての活動ではあるが、服務や病院運営との関係を明確にし、金銭の適正管理を徹底するため、職員が学会・研究会等の代表者等を務め、金銭の徴収や口座の管理を行う必要がある場合について、団体の規約等に基づく管理を原則として、口座による管理、収支簿の作成、領収書の保管、収支報告及び団体内の定期的な監査等を定めた取扱要領を策定する。
- ・また、管理を行う旨の報告及び上記要領に従い適正管理を行う旨を記載した届出書を総長・院長に提出するものとする。
- ・なお、このうち、特定疾患に関する研究会に対し、府及び堺市から難病患者に対する相談等に関する委託金が交付されている案件が2件含まれるが、この相談業務については、他病院を含めた病院活動・運営の一環としての再整理を検討する。

ii 医局・所属における共用経費、講演・執筆料等を共有で管理しているもの 144件
ア) 内容

主に医局費や詰所費として、パソコンソフトウェアや専門図書の購入、茶菓代や慶弔費等の共用経費を支出するため、医局や病棟の詰所単位等で職員から徴収し管理されている金銭であり、職員の私費である。うち117件は現金管理、27件が口座により管理されていた。

イ) 今後の対応

- ・病院においては自主的な研究・自己研修活動が多岐にわたること等から、各個人の共通経費を各所属の代表者が管理することを認めるものであるが、代表者による金銭の適正管理を徹底するため、収支簿の作成、収支報告、定期的な内部検査等を定めた取扱要領を策定する。
- ・また、管理を行う旨の報告及び上記要領に従い適正管理を行うことを記載した届出書を提出するものとする。
- ・なお、講師謝礼等の個人収入については、服務や税の適正な手続きについて職員への周知徹底を図る。

iii 精神医療センターにおいて患者から預かっているもの 4件

ア) 内容

法律上の要請や患者からの申出に基づき、児童手当の給付金用の通帳や個人が所有する通帳等を保管しているもの。特に出入金は行っておらず、保管する際は児童手当口座管理簿及び預金通帳預かり証発行簿に記載している。

イ) 今後の対応

個人が所有する通帳等の保管については、入院患者小遣金等出納管理事務取扱要領を既に定めているが、児童手当に関する手続きは定めていないため、新たに管理要領を整備する。

(4) 関係職員の処分及び金銭の返還

上記3(1)の「病院運営・活動により収入され、本来は病院事業会計に計上すべき資金」に該当する案件に関しては、いずれも本来病院会計に収納すべき金銭を個人管理の口座に不適切に収入・管理していたものであった。そのため、職員就業規則に基づき、各部長に対し、服務上の措置（厳重注意）を行った。

支出に関しては、「支出内容が病院の支出基準の範囲内に当たるものは手続きが不適切であるが適正な支出に準ずるものとみなし、病院の支出基準の範囲外に当たるものは不適正な支出」と取り扱うものとする。

この基準により精査した結果、いずれの診療科とも、病院の支出基準の範囲内にあたる支出総額が上記(3)ア)、イ)のそれぞれの収入総額を上回っており、不足額については各部長が自費等で負担していることから、公費にあたる収入を不適正な支出にあてた事実認められず、職員からの返還額は生じない。また、いずれの個人管理口座にも、病院会計に返還すべき公費の残金はない。

(5) 不適切な会計処理の発生原因及び今後の取組

調査の結果、4件の収入について不適切な会計処理が発覚した。その原因として、公費に係る会計ルールについての理解とルールを遵守する意識の低さが背景にあると思われる。その他の案件について不適切な会計処理は認められなかったが、各センター内で外部資金や病院運営とは直接関係のない学会活動、共用経費など、多くの口座・金銭が管理されている実態を踏まえて、今後、会計ルールの一層の徹底や、職員が職場で管理する口座・現金に関するルールづくりなど、適正な病院運営・会計管理の徹底に向けた次の取組を進める。

- 適正な会計管理・資金管理に向けた規定整備と各センター職員に対する徹底
- 公益通報窓口の設置によるコンプライアンス体制の強化
- 会計ルール・資金管理に特化したコンプライアンス研修の実施

資料 3

急性期・総合医療センター及び母子保健総合医療センターにおける 不適切な会計の事案について（報告）

平成28年7月28日
府立病院機構

1 経緯

「会計規程に基づく経理処理を伴わない収入に関する調査」により、本来は病院会計に収納すべき収入があることが判明

これらの収入は、急性期・総合医療センター（以下「急性期C」）の産婦人科及び小児科、母子保健総合医療センター（以下「母子C」）の産科及び新生児科の各部長が管理する銀行の口座（以下「個人管理口座」）で入金されていたもの

2 概要

（1）事業概要

当該収入は、次の2事業の実施により発生した収入を個人管理口座に収納

①周産期緊急医療体制確保事業（以下「確保事業」）

- 府が、大阪市・堺市からの負担金を合わせ大阪府医師会（以下「府医師会」）に補助金を交付し、産科又は新生児の救急搬送及び受け入れを円滑に推進するため、府医師会が予め登録した協力医療機関に対し、毎年1月から12月までの産科又は新生児の救急搬送受け入れ実績に応じ、医療機関の体制確保のための協力金を交付する事業
- なお、協力金は、産科または新生児緊急医療活動を行う病院で構成されるOGCS（産婦人科診療相互援助システム）運営委員会及びNMCS（新生児診療相互援助システム）運営委員会において、救急搬送受け入れ実績に基づく配分額が決定され、府医師会から協力医療機関に交付されている。

②感染症サーベイランス事業（以下「サーベイランス事業」）

- 感染症のまん延防止を目的とした感染症の発生動向調査を大阪市が府医師会に委託して実施（昭和56年から事業開始）。協力医療機関において、管轄保健所に対し、ファクシミリにより監視結果を報告。府医師会が協力医療機関に設置しているファクシミリの通信基本料金相当を交付している。

（2）口座の性格

上記2事業の収入は、次の個人管理口座に収納していた。

診療科		開設時期	名義	収納していた事業の収入
急性期C	産婦人科	H14.9	周産期医療助成金 代表者 E[Aの前任部長名]	周産期緊急医療体制確保事業協力金
	小児科	不明	大阪府立病院小児科 (個人名不明)	周産期緊急医療体制確保事業協力金 感染症サーベイランス事業(FAX基本料金)
母子C	産科	H21.2	大阪府立母子保健総合医療センター 産科代表 C	周産期緊急医療体制確保事業協力金
	新生児科	S62頃	新生児科研究 B D	周産期緊急医療体制確保事業協力金 及び委託料

(3) 口座の管理

概要は次のとおりである。なお、母子C・産科については、前任部長から現任部長に口座が引き継がれておらず、出入金が確認できたのは平成21年2月以降のみ。

診療科		期間	管理者
急性期C	産婦人科	H17.2～	A部長
	小児科	H14.2～	B部長
母子C	産科	H21.2～	C部長
	新生児科	H12.4～	D部長

(4) 関係者の認識・主張について

○府や府医師会から、協力金を病院会計で収納するよう指摘を受けたことはなかった。

○いずれの診療科の部長も、周産期緊急医療体制確保事業協力金（以下「協力金」）等を個人管理口座に収入・管理していることについての問題意識はなかった。

○個人管理口座に収入していることは、上司や病院事務局には報告・相談していなかった。

○急性期C 産婦人科（以下「急・産婦人科」）、母子C 産科（以下「母・産科」）においては、「協力金は飲食代に支出しない」とのOGCS運営委員会での申し合わせに応じ、飲食代には支出していなかった。

○一方、急性期C 小児科（以下「急・小児科」）、母子C 新生児科（以下「母・新生児科」）においては、NMCS運営委員会から、支出費目について指示はなかったと主張している。

○以前、府医師会から、書面による協力金の精算報告を求められていたが、数年前から提出が不要となった。

○このことを受けOGCS運営委員会では、自主的な取り組みとして、協力医療機関から同委員会に対し、書面での精算報告を行うこととし、急・産婦人科、母・産科では、精算書を提出していた。

○NMCS運営委員会ではこのような取り組みは行われておらず、急・小児科、母・新生児科では、同委員会をはじめ、いずれの機関にも精算報告を行っていない。

(5) 収入及び支出の状況

前記2事業に係る平成18年4月から平成28年3月までの該当収入及び該当支出額の内容は、各診療科の収支状況は、資料(1)～(4)のとおりである。なお、債権の消滅時効が10年間であることを踏まえ、平成18年4月以降を調査対象期間とした。

(6) 機構としての認定

上記の調査により、下記の①及び②のとおり事実認定を行った。

①会計の仕組みについて

ア) 確保事業

- 当該事業は、府医師会が府の補助金を使って、協力医療機関の産科又は新生児の救急搬送受け入れ実績（各年1月～12月）に応じ協力金を交付するものであり、この収入は、該当診療科が意図的に不適切な手法で金銭を捻出しようとしたものではない。

イ) サーベイランス事業

- 当該事業は、府医師会が大阪市からの受託により、感染症の定点監視を依頼した医療機関に対し、実費相当分として、ファクシミリ通信料（基本料金相当）を毎月交付するものであり、当該金銭は通信料の支払いに充てられていることが認められ、急・小児科が意図的に不適切な手法で金銭を捻出しようとしたものではない。

なお、上記ア及びイの事業で交付される金銭に関し、府又は大阪市、府医師会から個人管理口座への振り込みについて、指摘を受けた事実は認められなかった。

②支出について

支出に関しては、上記による調査を行った結果、私的流用は認められなかった。また、特定の業者から、物品等の購入等を行った事実は認められなかった。

これらの使途に充てられた金銭については、本来病院会計に収納すべき収入であり、個人管理口座に収入していたことは不適切な会計処理であるが、「支出内容が病院の支出基準の範囲内に当たるものは手続きが不適切であるが適正な支出に準ずるものとみなし、病院の支出基準の範囲外に当たるものは不適正な支出」と取り扱うものとする。

この基準により精査した結果、いずれの診療科とも、病院の支出基準の範囲内にあたる支出総額が当該2事業による収入総額を上回っており、不足額については各部長が自費等で負担していることから、公費にあたる収入を不適正な支出にあてた事実は認められなかった。

(7) 2事業の今後の取り扱いについて

確保事業及びサーベイランス事業については、病院事業として引き続き実施するとともに、協力金等については、平成28年度分より病院会計に収納する。（母・産科については、平成27年度より既に収納済み）

また、協力金により、購入した備品等については、今後、各病院の備品等として管理していく。

(8) 職員の処分及び不適正な支出の返還等

支出に関しては、確保事業及びサーベイランス事業、いずれの事業の収入についても、病院の支出基準の範囲外の支出にあてていた事実は認められなかった。

また、いずれの個人管理口座にも病院会計に返還すべき公費の残金はない。

しかしながら、両事業の収入については、本来、病院会計に収入し、適正に管理執行すべきであったところを個人管理口座に収入し、診療科内で独自に管理することから、各部長に対し、服務上の措置（厳重注意）を行った。

(9) 再発防止策

- 適正な会計管理・資金管理に向けた規定整備と各センター職員に対する徹底
- 公益通報窓口の設置によるコンプライアンス体制の強化
- 会計ルール・資金管理に特化したコンプライアンス研修の実施

① 急性期C 産婦人科

○確保事業の協助力金以外の収入は認められなかった。

○備品や書籍など診療科の運営上必要なものの購入等の経費に支出しており、飲食代への支出は認められなかった。

○協助力金は、年度末又は翌年度に交付されていたため、支出に際し、部長が自費により一旦立て替えていた。

○立て替えた金銭については、協助力金振り込み後に口座から引き出していた。

○不足額は部長が自費負担をしていた。

○記録が残っていない平成22年度以外の確保事業協助力金の使途を精査した結果、主にパソコン等の機材や書籍など、病院の支出基準の範囲内の支出であると認定する。

○記録がない年度があるものの、確認できた年度分での基準の範囲内の支出総額が確保事業による収入総額を上回っており、不足額は部長の自費により充当していたものと認められる。

○以上のことから、口座に公費の残金はない。

○年度別収入・支出額（H18.4～28.3の年度別収入・支出額）

	収 入			支 出	
	確保事業協助力金	利息	合計	報告された支出額	
H17年度分	370,000	174	370,174	—	
H18年度分	370,000	106	370,106	389,292	
H19年度分	370,000	267	370,267	410,530	
H20年度分	450,000	35	450,035	484,082	
H21年度分	450,000	61	450,061	609,017	
H22年度分	190,000	28	190,028	不明	
H23年度分	130,000	36	130,036	264,600	
H24年度分	200,000	28	200,028	178,418	
H25年度分	170,000	58	170,058	421,643	
H26年度分	130,000	79	130,079	188,916	
H27年度分	110,000		110,000	113,780	
合 計	2,940,000	872	2,940,872	(3,060,278)	

※平成17年度分は平成18年4月に収入

○支出額等（領収書等で確認されたもの）

項 目	使 途	件 数	金額 (円)
会議参加費	研修参加費 等	3	30,360
書 籍	医学書	7	268,004
物品 その他	パソコン、ビデオカメラ一式、医師診察着 等	38	2,761,914
計		48	3,060,278

② 急性期C 小児科

○確保事業の協力金その他サーベイランス事業のファクシミリ通信料（基本料金相当）の収入が認められた。

○平成24年度以降、口座残高の減少に応じて、部長が随時、自費を入金し、残高を補てんしている状況が認められた。

○当該個人管理口座からは、学会参加費や小児科の若手医師のための勉強会（小児科セミナー）の外部講師への謝礼金の他、一部、懇親会や慶弔費などの経費などに支出していた。

○支出のうち、456,006円については、タクシード、電報・供花代など病院の支出基準の範囲外の経費、現物が確認できないパソコン購入費であったが、その他は会議参加費や診療科主催のセミナーにおける外部講師謝礼等、病院の支出基準の範囲内の支出であると認定する。

○病院の支出基準の範囲内に当たる支出総額が確保事業による収入総額を上回っており、その差引不足額及び病院の支出基準の範囲外の経費については部長の自費により充当していたものと認められる。

○サーベイランス事業についても、毎月基本料金とともに通話料が支出されており、支出が収入を上回っていることから、不足額は部長の自費により充当していたものと認められる。

○以上のことから、口座に公費の残金はない。

○年度別収入・支出額（H18、4～28、3の年度別収入・支出額）

	収 入				支 出	
	確保事業協力金	サーベイランス	利息	合計	病院された支出額	うち基準内の金額
H17年度分	400,000	不明	不明	400,000	—	—
H18年度分	390,000	30,723	242	420,965	321,011	76,011
H19年度分	390,000	33,516	915	424,431	313,983	260,983
H20年度分	140,000	33,516	781	174,297	667,175	603,928
H21年度分	140,000	33,516	78	173,594	448,400	362,080
H22年度分	40,000	33,516	36	73,552	340,371	340,371
H23年度分	40,000	33,516	13	73,529	241,741	234,181
H24年度分	50,000	33,516	7	83,523	81,257	81,257
H25年度分	60,000	33,516	7	93,523	93,087	93,087
H26年度分	80,000	33,197	10	113,207	87,131	87,131
H27年度分	60,000	33,168	21	93,189	86,600	85,721
合 計	1,790,000	331,700	2,110	2,123,810	2,880,756	2,224,750

※平成17年度分は平成18年4月に収入

○支出額等（記帳等で確認されたもの）

項 目	使 途	件 数	金額（円）	うち基準内の金額（円）
移動手段	タクシード 等	4	39,190	0
会議参加費	日本小児看護学会等参加料 等	8	314,980	314,980
交 際 費	電報、供花 等	8	167,937	0
謝金人件費	セミナー講師謝礼 等	45	1,050,000	1,000,000
書 籍	医学書	11	67,170	67,170
通 信 費	インターネット回線料	118	472,911	472,911
	サーベイランス事業のファクシミリ電話料	120	353,773	353,773
手 数 料	振込手数料 等	5	820	820
物品その他	消耗品、パソコン 等	8	213,975	15,096
合 計		327	2,680,756	2,224,750

※下線は病院の支出基準の範囲外の支出

③ 母子C 産科

○確保事業の協力金は、学会費や医局費等が収入される個人管理口座で管理されていた。

○支出内容を確認したところ、備品や書籍など診療科の運営上必要なものの購入等の経費に支出しており、飲食代等への支出は認められなかった。

○協力金は年度末又は翌年度に交付されていたため、支出に際し、部長が自費により一旦立て替えていた。

○立て替えた金銭については、協力金振り込み後に口座から引き出していた。

○不足額は部長が自費負担をしていた。

○当該個人管理口座には、確保事業の協力金の他に、学会費や医局費が管理されていたが、確保事業協力金の使途に関しては、主にパソコン等の機材や書籍など、病院の支出基準の範囲内の支出であると認定する。

○確保事業による収入を上回る支出が確認され、不足額については、部長が自費で負担していることから、口座に公費の残金はない。

○産科では、現部長の就任直前の平成20年8月以前の収支の状況が不明であるため、前任の部長(H21.7 機構退職)に事実関係を確認したところ、「書類や通帳は残っていないが、購入物品は協力金の額を上回っており、不足分は自己負担していたので残高は残っていない」、「協力金は、当時、パソコンやソフトウェア(パワーポイント等)に使用した」との説明を受けた。OGCS運営委員会では、母・産科の精算書が平成18年度分のみ残存しており、平成18年度分については、前任部長の説明内容が裏付けられたが、これ以上の事実確認は不能。

○年度別収入・支出額(H21. 2～28. 3の年度別収入・支出額)

	収 入	支 出
	確保事業協力金	報告された支出額
H20 年度	400,000	406,164
H21 年度	400,000	400,240
H22 年度	285,000	285,134
H23 年度	300,000	300,839
H24 年度	250,000	250,642
H25 年度	280,000	280,555
H26 年度	290,000	290,761
H27 年度	0	0
合 計	2,205,000	2,214,335

※利息はなし。

※平成27年度の協力金は、平成28年3月23日付けで全センターに実施した会計調査を受け、部長が収入先口座を病院会計の口座に変更し、収納済み。

○支出額等

項 目	使 途	件 数	金額 (円)
書 籍	医学書及び業務関連書籍 等	42	570,531
修 繕 費	パソコン修理代	1	23,760
物品その他	パソコン、カメラ、スキャナー、等	29	1,620,044
合 計		72	2,214,335

④ 母子C 新生児科

○確保事業の協力金以外に同様の事業として、府医師会より、確保事業の協力医療機関に対する受入れ状況に関するデータ作成業務を受託（160,000円/年）。

○当該個人管理口座からは、上記協力金及び委託料以外にも、過去に受けた厚生労働科学研究費に関する経費（人件費）の立替口座として使用するとともに、部長の講演執筆料の個人収入も入金されていた。また、冠婚葬祭等に係る費用の立替口座としても併用していた。

○購入に当たっては部長が自費で立て替え払いをして、後日、口座から立替金相当額を出金していた。

○支出のうち、628,066円については、タクシード、来客への茶菓子代・院内での反省会費用など病院の支出基準の範囲外の経費であったが、その他は非常勤職員人件費（医療事務員）や検体搬送料など、病院の支出基準の範囲内の支出であると認定する。

○病院の支出基準の範囲内に当たたる支出総額が確保事業による収入総額を上回っており、その差引不足額及び病院の支出基準の範囲外の経費については部長の講師謝礼など自費により充当していたものと認められる。

○以上のことから、口座に公費の残金はない。

増減(4)

○年度別支出額（H18.4～28.3の年度別収入・支出額）

	収 入			支 出	
	確保事業協力金	委託料	利息	報告された支出額	うち基準内の金額
H17年度分	350,000	199,000	0	—	—
H18年度分	440,000	160,000	1,802	200,585	174,585
H19年度分	380,000	160,000	6,808	1,777,015	1,710,355
H20年度分	405,000	160,000	4,918	224,875	224,875
H21年度分	340,000	160,000	1,093	1,948,681	1,838,336
H22年度分	400,000	160,000	740	134,386	111,015
H23年度分	400,000	160,000	565	383,512	361,237
H24年度分	360,000	160,000	598	222,715	61,946
H25年度分	320,000	160,000	667	93,140	30,438
H26年度分	350,000	160,000	704	482,993	432,565
H27年度分	360,000	160,000	703	1,159,712	1,054,196
合 計	4,085,000	1,799,000	18,598	6,627,614	5,999,548

※平成17年度分は平成18年4月に収入

○支出額等

項 目	使 途	件 数	支出額	基準内
委託料	論文英文校正、外注検査	6	97,713	97,713
移動手段	招聘旅費、タクシード等	8	399,143	367,883
会議・参加	大樹の会事業、学齢期検診事業等	29	474,921	474,921
交際費	茶会・茶会時の茶菓子代、年末反省会の飲食代等	52	588,166	0
謝金・人件費	新生児科業務に携わる医療事務員人件費	60	4,131,080	4,131,080
修繕費	パソコン修理代、コピー機・カー修理代	2	76,050	67,410
書籍	医学書及び業務内容に関わりがある書籍等	5	97,835	97,835
通信費	学齢期検診等に添える検体搬送料等	112	290,225	290,225
物品・その他	学会発表用のスライド代、消耗品費等	7	468,131	468,131
手数料	振込手数料	9	4,350	4,350
合 計		290	6,627,614	5,999,548

※下線は病院の支出基準の範囲外の支出

※「大樹の会」とは1500g以下で出生し、母・新生児科で入院した患児や家族を対象とした会